

7 河第号外
令和 7 年(2025 年) 9 月 8 日

一般社団法人 長野県建設業協会長 様

長野県建設部長
(公印省略)

令和 7 年度砂利採取業務主任者試験の実施について (通知)

このことについて、別添県報公告のとおり実施することになりましたので、貴协会会员等に周知願います。

なお、受験願書及び試験案内は、建設事務所維持管理課または一般社団法人 長野県砂利砕石業協会にて配布しています。

(問合せ先)

担 当 : 建設部河川課管理調整係

三石、渡邊

電 話 : 026-235-7308 内線 3447

F A X : 026-225-7069

電子メール : kasen-kanri@pref.nagano.lg.jp

令和7年度 砂利採取業務主任者試験のご案内

長野県建設部河川課

1 試験日時

令和7年11月14日（金） 午前10時から正午まで（2時間）

2 試験場所

安曇野市豊科 4960-1
長野県安曇野庁舎 講堂

3 受験資格

制限ありません

4 試験科目及び試験方法

筆記により、次の科目について行います。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む）

5 出題形式

法令問題 10 問（全問必須問題）

技術問題 15 問（必須問題 7 問及び 8 問のうち 3 問の受験者選択問題）

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（縦 6 cm×横 4 cmとし、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名、年齢を記載してください）

(2) 受験手数料

受験手数料（8,100 円）は、長野県収入証紙により納付してください。

（受験願書に貼付し、消印はしないでください）

(3) 受付期間

令和7年9月30日（火）から10月15日（水）までの、午前8時30分から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

郵送による場合は、令和7年10月15日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

7 合格発表

令和7年11月28日（金）以後、長野県ホームページに掲載します。発表後、試験合格者については、砂利採取業務主任者試験合格証を郵送で交付します。

8 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課で交付しているほか、一般社団法人長野県砂利碎石業協会でも配布します。なお、受験願書用紙等の郵送は致しませんので、お近くの事務所等で受け取ってください。

(2) 本試験の実施に際して収集する個人情報は、本試験に必要な範囲でのみ利用します。

長野県長野建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

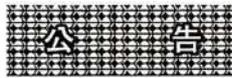
その関係図面は、告示の日から令和7年9月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年9月8日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間
長野市戸隠祖山字中村1093番の1地先から
長野市戸隠祖山字矢坂1817番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年9月8日

道路管理課



公告

県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年9月22日までに長野市農業委員会に申し出てください。

令和7年9月8日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業変更計画の概要
- 2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

令和7年9月8日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 試験日時
令和7年11月14日（金） 午前10時から正午まで
- 2 試験場所
安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂
- 3 受験資格
制限ありません
- 4 試験科目
筆記により、次の科目について行います。
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む）
- 5 出題形式
法令問題10問（全問必須問題）
技術問題15問（必須問題7問及び8問のうち3問の受験者選択問題）

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真(縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(8,100円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印はしないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和7年9月30日(火)から10月15日(水)までの、午前8時30分から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)

郵送による場合は、令和7年10月15日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受付場所

長野県建設部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)

7 合格発表

令和7年11月28日(金)以後、長野県ホームページに掲載します。

8 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課において交付するほか、一般社団法人長野県砕石業協会でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課(電話026-235-7308)までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年9月8日

長野県諏訪建設事務所長 木下英樹

1 許可番号

令和7年4月25日 長野県諏訪建設事務所指令6諏建第161-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岡谷市長地出早1丁目5076-1、5076-2、5078-4、5079、5080、5081-1、5085-1、5086-1、5086-2、5087-1、5087-2、5088-1、5089-1、5089-2、5090-1、5090-2、5090-4、5090-6、5091-イ、5091-ロ、5092、5632-20、5632-21、5632-22、5634-1、5635-1、5637、5638-1、5638-3、5638-イ、5639、5640-1、5641、5642、5643-1、5643-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市長地小萩1-14-2

大井運送株式会社 代表取締役 大井 浩

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年9月8日

長野県大町建設事務所長 柳澤豊茂

1 許可番号

令和7年7月29日 長野県大町建設事務所指令7大建第33-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北安曇郡松川村字赤芝7022-42、7022-85、7022-123、7025-59、7025-60、7025-61、7025-62、7025-63

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市島立1090-1 グランメゾン山崎

長野ローズ株式会社 代表取締役 山崎 浩

都市・まちづくり課